

横須賀 PC クラブ会則

(名称)

第1条 この会は、横須賀 PC クラブと称し、略称を YPC とする。

(事務所)

第2条 この会の事務所は、会長宅に置く。

(目的)

第3条 この会は、高齢者のパソコン習熟活動、健康維持活動等を通して、会員の健康づくり、仲間づくり、生き甲斐づくりを図ることにより、地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) パソコン講座
- (2) 見学会
- (3) 他 NPO 団体等との交流

(会員)

第5条 この会の会員は、正会員および賛助会員からなる。

- (1) 正会員は、この会の目的に賛同し、入会した者とする。
- (2) 賛助会員は、この会の事業を賛助するために入会した者とする。

(入会)

第6条 新たに会員として入会しようとする者は、会長に入会申込書を提出するものとする。

(会費および講座費)

第7条 正会員は、以下に定める会費等を納入しなければならない。

- (1) 会費 無料
- (2) 講座費 別に定める。

(退会および会員資格の喪失)

第8条 会員は、役員に退会の意思を伝え、任意に退会することができる。

2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、会員資格を喪失したものとみなす。

- (1) 本人が死亡したとき。
- (2) 講座費を納入しないとき。
- (3) 本会に対し不適切な行為があったとき。

(役員)

第9条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監査 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 総務 1名
- (6) 幹事 2名以上

2 第1項に定める役員は、正会員の互選により選出する。

3 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(名誉会長)

第10条 名誉会長は、会長を務めた人を推戴する。

(職務)

第11条 会長は、この会を代表し、その職務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、これに事故があるとき、または欠席の時は、その職務を代行する。

3 監査は、会の業務および財産の状況を監査する。

4 会計は、会の経理を担当する。

5 総務は、会の総務、広報等を担当する。

6 幹事は、会の実施する各種講座、見学会および YPC ホームページの運営（更新、企画）等を担当する。

(解任)

第12条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、役員会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障により、職務の遂行に耐えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(総会)

第13条 この会の総会は、正会員をもって構成し、年1回開催するものとする。

ただし、必要と認めるときは、役員会の議決を得て臨時に開催することができる。

2 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 会則、事業等の変更

(2) 解散

(3) 事業報告および収支決算

(4) その他の運営に関する重要事項

3 総会は、正会員の過半数の出席（委任状を含む。）がなければ、開会することができない。

4 総会の議事は、出席（委任状を含む。）した正会員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

5 議長は、会長が指名する。

6 総会の議事については、議事録を作成する。

（役員会）

第14条 役員会は、役員をもって構成する。ただし、監査は議決に参加しない。

2 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項およびその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

3 役員会の議事については、議事録を作成する。

（事業報告書および決算）

第15条 会長は、毎事業年度終了後2か月以内に、事業報告書および収支決算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

（事業年度）

第16条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（委任）

第17条 この会則に定めのない事項は、役員会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

この会則は、平成27年1月24日から施行する。

この会則は、平成27年4月30日から施行する。

この会則は、平成29年4月28日から施行する。